

# 施工完了後は、速やかに 「緑化完了届」をご提出下さい。

完了検査は、原則完了届の完成図面及び完了写真で行います。この写真で、本数・樹種等完成状況が確認できない場合は、追加の写真や現地確認の立会いをお願いすることがあります。検査合格後、完了届の表紙に[検査済]印を押したものをメールにてお返しします。

- 写真は現地検査の代わりとなります。適宜スケールを当てるなど樹高・本数・樹種等がわかりやすい写真になるよう撮影の際はご注意ください。
- 接道の植栽地は、延長が確認できるようスケールを当てた写真を撮って下さい。また完成緑化図にも植栽地ごとの延長を記入して下さい。
- 完成図面には、完了写真の撮影方向や撮影番号を記入してください。
- 緑化完了届は、緑化完了届・完成緑化状況(14号様式) + 完成図面 + 完了写真で構成。ロゴフォームにて電子申請してください。

〈緑化完了届申請フォーム〉

[URL:https://logoform.jp/form/Trw5/475728](https://logoform.jp/form/Trw5/475728)



- 認定済みの緑化計画書から樹種・本数・位置等の変更は可能(変更届不要)ですが、それによって必要な緑化基準を下回らないようご注意ください。完成図面には変更内容を反映してください。
- 緑化完了届は、認定済通知書の代理人欄に記載のある方が、責任を持ってご提出ください。
- 代理人が施工監理を行わず、施工会社にまかせる場合は、緑化計画書を必ず引き継いでください。